# <資 料>

# フランス労働審判所に関する 若干の覚え書き (3)

# 矢 部 恒 夫

#### はじめに

本稿は、前稿まで(「フランスにおける労働審判所法」修道法学16巻 2 号1994年 151頁以下、「フランス・ナント労働審判所について」修道法学19巻 1 号1996年263頁 以下、「フランス労働審判所に関する若干の覚え書き」修道法学24巻 1 号2001年204 頁以下、「フランス労働審判所に関する法文」修道法学25巻 2 号2003年107頁以下、「フランス労働審判所に関する若干の覚え書き(2)」修道法学26巻 1 号2003年65頁以下)と同じく、フランスの個別的労働紛争に関する司法組織(民事第一審の特別裁判所)である労働審判所 Conseil de prud'hommes にかかわる資料を提供することを目的としている。

# 1. 司法組織としての労働審判所

労働審判所は、フランスにおける通常裁判所の民事第一審裁判所のひとつである。ここで「通常」というのは、「司法」裁判所であることを意味しており、フランスにおけるもう一つの裁判系統である「行政」裁判と区別されているものである。

通常裁判所には、わが国と同じく民事と刑事があるが、民事事件の第一 審裁判所として、フランスでは多様な裁判体が存在している。

わが国の地方裁判所本庁に相当する「大審裁判所 Tribunal de grand instance」,地方裁判所支部に相当する「小審裁判所 Tribunal d'instance」,簡易裁判所に相当する「近隣裁判所 Juridiction de proximité」の3つは,管

轄する訴額の違いを主な基準としており、一般的な民事訴訟を取り扱う裁判所である。これらは制度改革により2020年から「裁判所 tribunal judiciaire」に統一され、その内部で分担されている。他方、特別裁判所としては、本稿で取り上げる労働審判所のほか、商人間の紛争を管轄する「商事裁判所 Tribunal de commerce」、社会保障関係を扱う「社会保障裁判所 Tribunal des affaires de sécurité sociale」、農業関係の「農事賃貸借裁判所 Tribunal paritaire des baux ruraux」などがある。

このようにフランスでは多様な民事第一審裁判所の系統があるが、その 控訴審「控訴裁判所 Cour d'appel」および上告審「破棄院 Cour de cassation」は、1系統に集約されている。したがって、労働審判所の控訴審は 控訴院、上告審は破棄院であるが、いずれも「社会部 Chambre social」に それぞれ配点されており、独自性は継続されていると考えられる。

なお、本稿では、これまでと同様、労働審判所という名称を維持している。歴史的な経緯とともに、労働関係の訴訟のすべてを管轄しているものではないからである。実際のところ、労働審判所では、労働契約を巡って生じる個別的民事紛争を主として取り扱うが、労働災害関係は社会保障裁判所、企業委員会などの選挙関係、労働協約、争議行為などは大審裁判所や小審裁判所など他の裁判体の管轄である。

フランスの労働審判所という名称は、Conseil de Prud'hommes の訳語として古くから用いられてきた。なぜこの訳語が選択されたかの経緯はともかく、我が国の労働審判制度との混同を避けるためにも、今後は、労働審判所という訳語を捨てて労働裁判所としたほうがよいかもしれない。しかし本稿では、上記のとおり、労働審判所を用いることにする。

# 2. 労働審判所の特徴

ここで、あらためてフランスの労働審判所の特徴を列挙する。

まず, 第1 に, 裁判官 Conseillers de prud'hommes は, 職業的裁判官ではない。しかし, 広い意味で判事 juge である。判事となる労働者も, そし248 (248)

て、使用者も、法的素養を求められていない。その意味では、我が国の裁判員裁判における裁判員と同様である。異なる点は、広い意味で同僚である労働者および使用者が、判事として裁判に携わる仕組みである。

もっとも、職業裁判官が参加することもある。それは、労働審判所では、 後述のとおり、すべての審理組織が偶数の判事で構成されていることに起 因する。結論を出すことができない場合、裁判官が1名参加し、裁判長と なる。つまり、この裁判官は決定者 départiteur としての役割を期待されて いるのである。

第2に、労働審判員は、選挙により選ばれていた。選挙において、労働者および使用者は、それぞれ別の選挙区分の選挙人・被選挙人となり、それぞれが、その代表者を判事として選出していたのである。ここで、過去形を用いている理由は、労働審判員を選挙により決定することが改革の対象となり、後述するが、現在は、選挙ではなく、任命制となっているからである。

第3に、労働審判所およびその内部の審理機関(調停・整理部 bureau de conciliation et d'orientation、判決部 bureau de jugement、急速審理部 référé)すべてにおいて、労働者および使用者の構成が同数であることである。この点は、改革の対象にはならず、伝統は維持されている。

なお、この労使同数原則は、労働者・使用者に優劣を付けない原則にも つながっている。労働審判所の所長・副所長をはじめ、すべての組織にお ける長・副長についても、労使の交代制が貫かれている。

第4として、労働審判所での審理が調停による解決を原則としており、 まず当事者による話し合いが目指されていることである。調停部で解決に いたらない事件のみが判決部に送付されることになっている。もっとも、 解雇事件のように、調停による解決が見込めないことが容易に判断できる 場合、調停部を経ず、判決部に直送されるものとされている。

そして、第5に、労働審判所における審理が、職業分類に基づく5つの専門部に区分されていることである。具体的には、工業部 section d'indus-

trie, 商業部 section de commerce et des services commerciaux, 農業部 section d'agricultures, その他の部 section des activités diverses, 幹部職員 の部 section de l'encadrement である。この点も, 職業分類による所属を同じくする同僚による審理という特徴を指摘することができる。もっとも, 幹部職員部のみ, その職務内容に基づく分類である。

このように、労働審判所においては、職業裁判官ではなく、いわば同僚 が紛争解決を担っているところに大きな特徴があるということができる。

## 3. 労働審判所の歴史

上記の特徴について、少し歴史をさかのぼって確認してみよう。現在の 労働審判所は、1806年に設置が認められたリヨンの絹織物業における紛争 を管轄する特別の裁判所が発端である。フランス革命前まで、職人集団 corporations における内部統制として、親方たちによる紛争解決組織が存 在していたが、革命原理の一つである中間団体禁止により、廃止され、紛 争解決は、裁判所に属する治安判事 juge de paix に託された。しかし、そ れまでの事情を理解することなく、十分に納得できる解決が示されないこ とが相次ぐことから、ナポレオンに直訴して認められたものとされている。 その後、他の都市、他の業種に関して、個別に次々と設置が認められて いき、20世紀初頭の2つの法律(1905年と1907年)により、ほぼ現在の制 度の骨格ができあがった。その後、第2次大戦後の司法改革、第5共和制 発足時の改革を経て、1979年の法律が現行法制度の基盤となっている。そ の3年後の1982年に、当初の3年ごと半数改選の予定を取りやめ、あらた めて1982年法のもと、なおドイツ法の影響を受けていたアルザス・ロレー ヌ地方を含めた全国総選挙が実施された。したがって、この年の選挙は、 実質的にも形式的にも、その後5年ごとに実施されている総選挙のはじま りであったということができる。

労働審判所は、歴史的には工業が盛んな都市を中心に設置されてきた。 時代の進展に伴い、必要度は増しているにもかかわらず設置が見送られる 250(250)

#### 矢部:フランス労働審判所に関する若干の覚え書き(3)

都市や職業もあり、関係者の運動により、商業部は1907年から、農業部は1932年から、そして1979年からはその他の職業分類すべてを取り扱う専門部が設置された。1979年には、幹部職員の専門部も設置され、現在の5つの専門部が揃うことになった。なお、幹部職員の専門部は、労働者の職階の一部のみを対象とするもので、職業分類とは異なる基準によるものである。

1979年法および1982年法の目的は、それ以前の、地域により、職業により、労働審判所の設置の有無により生じる管轄の空白をなくすことでもあった。

## 4. 労働審判所の設置状況

労働審判所は第一審として労働契約紛争を審理する司法機関であるが、その控訴については、労働事件を扱う特別の控訴裁判所はなく、通常の控訴院がその任に当たる。控訴院は30カ所に設けられており、それぞれに分属する県 département の数 (95) と労働審判所の数 (203) は次のとおりである。

Agen	県 (3)	労働審判所	(4)
Aix-en-Provence	県 (4)	労働審判所	(11)
Amiens	県 (3)	労働審判所	(9)
Angers	県 (3)	労働審判所	(4)
Bastia	県 (2)	労働審判所	(2)
Besançon	県 (4)	労働審判所	(7)
Bordeaux	県 (3)	労働審判所	(5)
Bourges	県 (3)	労働審判所	(3)
Caen	県 (3)	労働審判所	(7)
Chambéry	県 (2)	労働審判所	(6)
Colmar	県 (2)	労働審判所	(6)

#### 修道法学 44巻 1号

県	(3)	労働審判所	(4)
県	(2)	労働審判所	(16)
県	(3)	労働審判所	(6)
県	(3)	労働審判所	(4)
県	(3)	労働審判所	(8)
県	(1)	労働審判所	(3)
県	(4)	労働審判所	(8)
県	(3)	労働審判所	(6)
県	(4)	労働審判所	(7)
県	(3)	労働審判所	(4)
県	(6)	労働審判所	(11)
県	(3)	労働審判所	(5)
県	(4)	労働審判所	(8)
県	(3)	労働審判所	(5)
県	(5)	労働審判所	(12)
県	(4)	労働審判所	(7)
県	(2)	労働審判所	(6)
県	(4)	労働審判所	(6)
県	(3)	労働審判所	(13)
	県県県県県県県県県県県県県県	県(2) 県(3) 県(3) 県(4) 県(4) 県(4) 県(4) 県(5) 県(4) 県(4)	県(2) 労働審判所 県(3) 労働審判所 県(3) 労働審判所 県(3) 労働審判所 県(4) 労働審判所 県(4) 労働審判所 県(4) 労働審判所 県(5) 労働審判所 県(5) 労働審判所 県(7) 労働審判所 県(8) 労働審判所 県(8) 労働審判所 県(8) 労働審判所 県(9) 労働審判所 県(1) 労働審判所 県(1) 労働審判所 県(2) 労働審判所 県(3) 労働審判所

労働審判所の数は、現在、210と紹介されている。上記の203はいわゆるフランス本土のものである。海外の領土にも労働審判所は設置されている。同様に、控訴院に属する県の数(5)と労働審判所の数(7)は次のとおりである。

Basse-Terre $(\mathcal{I}\mathcal{T})$	県 (1)	労働審判所(2)
Cayenne (ギアナ)	県 (1)	労働審判所(1)
Fort-de France(マルティニク)	県 (1)	労働審判所(1)

矢部:フランス労働審判所に関する若干の覚え書き(3)

Saint-Denis de la Réunion(ラ・レユニオン) 県(2) 労働審判所(3)

さらに、210には含まれていないが、労働審判所の設置と管轄に関するデクレには、カナダ東部にある特別領土(サンピエール・ミクロン)の労働審判所(1)も記載されている。

## 5. 労働審判員の選挙

最近の改革で労働審判員の選挙は廃止され、任命によることとなったが、 選挙制度の記録をとどめておきたい。

労働審判員の選挙は、労働者および使用者それぞれの選挙区分で、選挙 人登録された労働者・使用者により、5年ごとに総選挙で、その全員が選出されていたことが特徴である。フランスでは、企業委員会 comité d'entreprise や従業員代表 délegués de personnels などの従業員参加の選挙制度があり、その結果が示す労働組合の影響力が注目されている。労働組合の組織率は8%前後と低い数字であるが、その活動力と社会的影響力は組織率の数字だけでは理解できないものを示している。その中心には、5つの代表的労働組合がある。すなわち、労働総同盟 Confédération générale du travail (CGT)、フランス民主主義労働総同盟 Confédération française démocratique du travail (CFDT)、労働総同盟・労働者の力 Confédération générale du travail - Force Ouvrier (CGT-FO)、フランス・キリスト教労働者同盟 Confédération française des travailleurs chrétiens (CFTC)、フランス職制 = 管理職総連合 Confédération générale des cadres - Confédération française de l'encadrement (CGC-CFE) である。

棄権率の増加が懸念されていたとはいえ、5年ごとに、全国規模で、労働組合、使用者団体をはじめ、政府もマスコミも話題として取り上げるこの制度は、労使双方および国民全体にとっても労使関係や裁判制度について考える機会を与えている点で、学ぶべきところの多い制度である。フランスの労働者には、事業場・企業単位の選挙とともに、自らに関係する紛

#### 修道法学 44巻 1号

争解決機関である労働審判所判事の選出行動を通して、その制度そのもの を知る機会が与えられていたのである。

しかし、フランスの特徴の一つであった選挙制度は、突然、その終わりを迎えることとなった。2002年総選挙の5年後、2007年の総選挙が1年延期され、2008年に最後の総選挙が実施された。その間に、労働法に関する多くの、かつ、大きな改革が準備され、そうした制度改革を理由に次の総選挙を実施しないまま、2016年のオルドナンスにより、2018年1月1日から効力を生じる措置として「選挙により」の文言が法文から削り取られたのである。そして、2017年、新たに4年任期の労働審判員が任命され、今に至っている。本年は任期の最終年である。

ここに、その法文の変遷を記録する。

労働法典再編 (新労働法典) 前の法文 (1979年法)

L. 511-1

Les conseils de prud'hommes, juridictions électives et paritaires, règlent par voie de conciliation les différends qui peuvent s'élever à l'occasion de tout contrat de travail soumis aux dispositions du présent code entre les employeurs, ou leurs représentants, et les salariés qu'ils emploient. Ils jugent les différends à l'égard desquels la conciliation n'a pas abouti.

労働審判所は、選挙による同数構成の裁判組織であり、調停により、本 法典の諸規定に服するあらゆる労働契約において使用者またはその代理人 とその雇用するサラリエとの間に生じる紛争を解決する。労働審判所は、 調停に至らなかった紛争について判決する。

\*この条文のうち、紛争処理に関する部分は、新労働法典の L. 1411-1の 条文に移設された。

新労働法典(2007年オルドナンス)

L. 1421-1

254 (254)

#### 矢部:フランス労働審判所に関する若干の覚え書き (3)

Le conseil de prud'hommes est une juridiction élective et paritaire. Il est composé, ainsi que ses différentes formations, d'un nombre égal de salariés et d'employeurs.

労働審判所は,選挙による同数構成の裁判組織である。労働審判所およびそのさまざまな部署は、労使同数により構成されるものである。

\*この条文の第2文は、旧労働法典のL.512-1から移設された。

新労働法典の新規定(2016年オルドナンス)

#### L. 1421-1

Le conseil de prud'hommes est une juridiction paritaire. Il est composé, ainsi que ses différentes formations, d'un nombre égal de salariés et d'employeurs.

労働審判所は、同数構成の裁判組織である。労働審判所およびそのさまざまな部署は、労使同数により構成されるものである。

## おわりに

フランスの労働審判所制度のうち、「選挙による」労働審判員という特徴はヨーロッパでも他に類を見ないものであったが、それは失われた。しかし、労働契約をめぐる紛争解決機関として、職業的裁判官でなく労使双方とも、その代表者(同僚)による、調停的機能が重視されている労働審判所制度の特徴は、任命制になった今も維持されている。こうした特徴を、何らかの形でわが国に導入することは、有益な変化を労使双方の意識にもたらすものと考える。引き続き、注視していくことの必要性を指摘しておきたい。

## 参 照 資 料

Etienne BATAILLE La procédure prud'homale 3e éd. Berger-Levrault 2017 Cabinet BREDIN-PRAT et Cyril GAILLARD Conseil de prud'hommes Répertoire de

#### 修道法学 44卷 1号

droit du travail Dalloz 2017

Maylis DOUENCE et Marc AZAVANT Institutions juridictionnelles 3e éd. Dalloz 2019 Code du travail 2021 84e éd. Dalloz 2021

#### 付記

本稿は、法学部国際政治学科の創設30周年を記念する修道法学に寄稿するものである。当初、2017年度に入学した学生が卒業する2020年度に刊行する予定であったが、コロナの感染状況を考慮して1年延期したところ、法学部国際政治学科を継承する国際コミュニティ学部国際政治学科2018年度入学生の卒業年度に刊行することとなった。あわせて記念号となることを祝したい。